

## 要措置区域（指定されている区域）

岐阜県内（岐阜市を除きます。）における、土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づく要措置区域は下表のとおりです。

整理番号	指定区域の所在地	指定年月日 告示番号	変更年月日 告示番号	端緒 (※)	指定区域 の面積	基準に適合しない 特定有害物質
措置-岐阜-5	羽島郡笠松町北及字小町屋47番の一部	R2. 2. 14 第44号	—	3条	1230.17m <sup>2</sup>	水銀 鉛 砒素 ふっ素
措置-西濃-5	安八郡安八町南今ヶ淵字東沼597番1、 森部字高須1558番1、大森字筏場18番1、 字伊勢沼108番及び168番1並びに字松原180番1 並びに氷取字金沼264番4及び265番1の各一部	R3. 11. 9 第486号	R5. 1. 6 第2号  R5. 10. 31 第446号	3条	5810.9m <sup>2</sup> 5510.9m <sup>2</sup> 3236.1m <sup>2</sup>	六価クロム 鉛 砒素 ふっ素
措置-東濃-2	多治見市笠原町字梅平4024番450の一部	H26. 6. 17 第445号	—	3条	205m <sup>2</sup>	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン
措置-東濃-4	土岐市妻木町字鍛冶ヶ入2375番1及び2 並びに2378番1及び2379番2の各一部	R3. 8. 10 第348号	—	3条	699.5m <sup>2</sup>	六価クロム

※端緒：土壤汚染対策法第3条、第4条、第5条及び第14条の別を表しています。

\* 詳細については、必ず指定区域台帳でご確認ください。